

令和2年

6月定例総会会議録

酒田市農業委員会

## 令和2年6月定例総会 会議録

1 日 時 令和2年6月12日(金) 午前9時30分 開議

2 場 所 平田農村環境改善センター

### 3 出席委員(27名)

1番	佐藤 良平	委員	2番	庄司 隆	委員	3番	白畑ちか子	委員
4番	伊與田明子	委員	5番	佐藤 玲子	委員	6番	佐藤 良	委員
7番	石井 光一	委員	8番	池田 良之	委員	9番	土田 治夫	委員
10番	佐藤 浩良	委員	11番	佐藤 茂樹	委員			
13番	齋藤 均	委員	14番	児玉 昭一	委員	15番	荘司太一郎	委員
			17番	尾形 大介	委員	18番	佐藤 耕造	委員
19番	五十嵐弘樹	委員	20番	飯塚 将人	委員	21番	富樫 一彦	委員
22番	柿崎 一美	委員	23番	後藤 保喜	委員	24番	五十嵐 亨	委員
25番	五十嵐直太郎	委員	26番	関口 友子	委員	27番	佐藤 清一	委員
28番	荘司 研治	委員	29番	大場 重樹	委員			

### 4 欠席委員(1名)

16番 須田 正弘 委員

### 5 事務局職員出席者

事務局長 村岡 修 事務局次長 遠田 博 農地主査兼係長 阿彦智子  
主事 佐藤輝一  
専門員 後藤重明 調整主任 門脇正博 主査 五十嵐則子

### 6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について

### 7 議 事

議第27号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第28号 農用地利用集積計画について

議第29号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について

議第30号 酒田農業振興地域整備計画の変更について

---

**開 会**  
(午前 9時30分 開会)

○村岡村岡事務局長

それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和2年6月酒田市農業委員会定例総会を開会いたします。

開会に当たりまして、五十嵐会長が挨拶を申し上げます。

○五十嵐直太郎 会長  
( 挨拶 )

○村岡事務局長

ありがとうございました。

それでは、総会の議長についてですが、酒田市農業委員会規定第19条により会長が務めるということとなっております。五十嵐会長、どうぞよろしく願いいたします。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、皆様のご協力によりまして、議事を円滑に進行してまいりたいと思います。

本日の欠席委員は、16番、須田正弘委員です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開催いたします。

お手元に配付しております定例総会次第によって進めさせていただきます。

---

**◎議事録署名委員の選任**

○五十嵐直太郎 議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。選任の方法は、議長にご一任願います。

議事録署名委員に、21番、富樫一彦委員、22番、柿崎一美委員の両名をお願いいたします。

---

**◎報 告 事 項**

○五十嵐直太郎 議長

それでは、報告事項について、事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

それでは、報告事項でございます。議案書の1ページをご覧いただきたいと思います。

今回の報告事項は、農地法第3条の3届出書の受理について、15件でございます。

担当より説明いたします。

○阿彦主査兼農地係長

(報告事項を朗読説明する) 報告事項は以上です。

○五十嵐直太郎 議長

報告事項ではありませんが、ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、これで報告事項を終わります。

---

## 議第27号 農地法第3条の規定による許可申請について

○五十嵐直太郎 議長

これより議事に入ります。

議第27号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

それでは、5ページをご覧いただきたいと思います。

議第27号 農地法第3条の規定による許可申請については、1件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。詳細について説明いたします。

○阿彦主査兼農地係長

酒田25番、坂野辺新田の畑と山林の地目、現況は畑となっております。こちら2筆を相手方の要望によりまして所有権移転の申請となっております。

別添資料をご覧いただきまして、10アール当たりの単価につきましては36万4,100円ということですが、総額では57万6,000円の売買となったものでございます。

なお、土地の状況につきまして、こちらは青地となっております。利用集積での売買も簡単なエリアではございますが、受け人が認定農業者にはなっておらず、また経営面積につきましてもの基準面積を満たさないために、このたび3条での売買となったものでございます。

説明は以上でございます。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○20番 飯塚将人委員

20番、飯塚です。6月8日に、第3班による農地調査委員会を行っております。

議第27号 農地法第3条の規定による許可申請については、農地調査委員会では許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。

今回の議案の中で、地元農業委員からは現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないということですが、何かお気づきの点など補足的説明があれば、初めをお願いいたします。

何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。採決に入ります。

議第27号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第27号 農地法第3条の許可申請について、許可決定といたします。

---

### 議第28号 農用地利用集積計画について

続きまして、議第28号 農用地利用集積計画についてを上程の上、議題といたします。  
事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

それでは、6ページをお願いいたします。

議第28号 農用地利用集積計画については、1、一般事業、(1)利用権の設定1件の計画の申出がございました。その可否を決定しようとするものであります。

詳細について説明いたします。

○平田総合支所 五十嵐主査

平田117番です。こちらは畑1筆、ゼロ円の5年、更新になります。  
以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告を願います。

○20番 飯塚将人委員

20番、飯塚です。

議第28号 農用地利用集積計画については、農地調査委員会では特に問題はないとの意見であったことをご報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、質疑に入ります。ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。採決に入ります。

議第28号 農用地利用集積計画について、計画決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第28号については計画決定となりました。

続きまして、議第29号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

それでは、7ページからになります。

議第29号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定については、農林水産省局長通知、農業委員会の適正な協議実施についてに基づき、毎年点検・評価を行うものでございます。

議案書8ページ以降から説明いたします。

○遠田事務局次長

私のほうから、議第29号の内容についてご説明を申し上げます。

第29号の活動の点検・評価並びに今年度の活動計画につきましては、先月の協議会でも同様のものをお示しいたしております。法律により、6月30日まで公表することが義務づけられていることから、このたびの総会で上程をさせていただくものでございます。

内容としましては、8ページ以降になります。

先月もお話ししましたとおりでございますが、数字の精査等を行いまして、大きく変わった点はないんですけども、1か所、集積面積についての数字の直しがございましたので説明をいたします。令和元年度です、9ページの大きい2番、令和元年度の目標及び実績、この集積実績が先日の協議会のほうで9,245ヘクタールというような形でお示しをしておりました。こちら内容を確認しましたところ、担い手以外の集積形態も含めた受け手の面積ということが分かりまして、具体的な、実質的な担い手の面積は9,058ヘクタールでございました。ただ、計算は9,058ヘクタールを基に集積率を計算しておりましたので、後で申し上げますけれども、最終的な集積率74.9%に変更はございません。74.9%という集積率になってございます。

そのほかにつきましては、大きな修正等はなく、今回の上程に相なってございます。

先ほどのお話を踏まえまして、ページがかなり多くなって大変恐縮でございますけれども、16ページをご覧いただきたいと思っております。

16ページからが、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画となっております。

16ページには、農業委員会の状況、農地面積ですとか認定農業者の状況、それから農業委員の体制というようなことになってございます。

17ページになりまして、17ページからはまさに活動の3本柱、担い手への集積支援、それから新規参入、それから遊休農地に関する措置というようなことで、目標を上げさせていただいております。先ほどお話ししました令和2年3月現在で9,058ヘクタール、74.9%ということ踏まえまして、令和2年の目標としましては156ヘクタールを目標として掲げていきたいと。先月は109ヘクタールというようなことで、さっきの数字から逆算したところだったのでございますけれども、9,058という面積からしますと、令和元年度末の8割を目指すためには、毎年156ヘクタールずつ新規集積を目指していかなければならないというようなことで、皆様方におかれましては農地の貸し借り等の相談があった際には、担い手へのということをより一層念頭に置いていただければありがたいなと思っております。

それから、引き続きローマ数字のⅢ番、新たな農業経営を営もうとする者の参入措置につきましては、新規参入については過去3か年において13経営体、面積にして29.7ヘクタールまで到達しております。目標としておる令和5年度末は14経営体の15.6ヘクタールですので、経営体としてはもう1経営体、面積としてはクリアをしている状況です。

最後、令和2年度の目標としては、参入の1経営体を目指す。面積としても当初の指針のとおりとなってよかったのですが、0.5ヘクタールを目指していきたいというふうに考えてございます。18ページをお願いいたします。

遊休農地に関する形でございますが、遊休農地に関する措置ということなんです。

毎年、農地パトロール等で皆様からご協力いただいております案件です。令和2年3月で18.9ヘクタール、割合としまして0.16%ということになってございます。こちら、令和5年度末の目標としては18.8ヘクタール、0.16%というようなことで、数字的にはもう達成をいたしております。ご協力ありがとうございます。また、この夏もパトロールがございまして、どのように推進いただくかというのはそのときの状況によるわけですが、目標としまして、今の令和2年度の目標と活動計画としましては、目標とする解消面積は去年と同じ0.3ヘクタールで掲げていきたいということで考えておるところでございます。

かいつまんでの説明となりましたが、以上で説明となります。よろしくご審議をお願いいたします。

○五十嵐直太郎 議長

ただいま遠田次長のほうから説明いただきましたけれども、先月の全員協議会でもこの書類を皆さんにお示ししたわけですが、一部数字の訂正がございましたけれども、このような語句になったわけです。少し、審議の前に一、二分、審査の精査の時間を入れますので、黙読をお願いいたします。若干、2分ぐらい黙読の時間を取りますので、よろしくお祈りいたします。

(議案書黙読)

○五十嵐直太郎 議長

それでは、議事に戻ります。

今、精査の時間で黙読いただきましたので、それを踏まえまして、皆様のご質問、ご意見を頂戴したいと思います。何かご質問等、ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○21番 富樫一彦委員

21番、富樫です。内容のところではないんですけども、管内の担い手への農地の利用集積・集約化の現状のところ、管内の農地面積については1万2,100haという数字が上がっているようなんですけれども、遊休農地に関する措置のページに、管内の農地面積は1万2,120ha、これが31年の3月末ということで、令和2年の目標で見ますと1万2,118haという、この差というのはどういうふうな理解をすればよろしいでしょうか。

○五十嵐直太郎 議長

ただいまの富樫委員の質問に対して、事務局にお答えいただきます。

○遠田事務局次長

ただいま農地面積の関係でご質問がございました。

8ページからの面積数値としては、基本的に農地面積センサスに基づく面積、それから農水省の耕地面積調査に基づく面積など様々に出てくるわけなんですけれども、こちらがベースとしておりますのは農水省の農地面積である1万2,100haをベースに、集積率とかそういったものを扱っております。

集積状況については1万2,100を使っていて、遊休農地については1万2,120を使っているというふうな指摘がございましたが、こちらについては遊休農地のパトロールをする際の関係で、農水省の計算方法といいますか、計算の仕方が示されております。その中で、センサスでの農地面積に遊休農地面積をプラスすることとされております。例えば11ページでございますと、遊休農地面積(2)は20.1となっていますけれども、農地面積に遊休農地面積を足した面積を分母として計算をするという、なかなかイメージしづらい計算方法の指示がなされておまして、それによって遊休農地面積の割合を計算することとなっております。

そういうことをご理解いただければと思います。

○五十嵐直太郎 議長

富樫委員、どうですか。

○21番 富樫一彦委員

21番、富樫です。

酒田市の場合は遊休農地が0.16で、確かに低いわけでありまして、数字としてはほぼ問題ない現状であろうかと思うんですけども、全国的にもっと遊休農地の割合も高いところだと、集積と遊休農地に関することで、全体の中の分母の部分が思い切り違ってくる自治体も発生することにはならないのかという問題があると思うんですね。計算式、どういうふうなメリット、デメリットが出てくるのか、理解ができないところがあるので。

これは、特に答弁を求めものではないんですけども、酒田市の現状であれば問題ないということだと思っています。

以上です。

○五十嵐直太郎 議長

計算上、農水省の計算式を用いることになっているようです。今、富樫委員の指摘のとおり、遊休農地の多いところは分母も大きくなります。ただ、その計算するところが、遊休耕地率をやる場合は下がると、これは農水省独特の考え方だと思いますけれども、なお全国農業会議所を通してどういう考え方なのかを少し調べまして、後ほどお伝えしたいと思います。よろしく申し上げます。

そのほか、何かご質問はございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。採決に入ります。

議第29号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定については、原案のとおり決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第29号について、決定といたします。

続きまして、議第30号 酒田農業振興地域整備計画の変更についてを上程の上、議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○村岡事務局長

それでは、議案書の19ページをお願いいたします。

議第30号 酒田農業振興地域整備計画の変更については、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、酒田市長から意見を求められているものでございます。

詳細については、農地係長が説明いたします。

○阿彦主査兼農地係長

それでは、議案書の20ページからご説明いたします。

20ページにありますとおり、酒田市長、農政課から依頼が来ているものでございます。

なお、添付書類として記載がございます(1)酒田農業振興地域整備計画変更理由書につきましては、次のページから掲載してございます。また、(2)の事業計画書につきまして、別添資料の2ページ以降に記載してございますので、併せてご覧いただきたいと思っております。

それでは、21ページをお開きください。

このたびの変更の理由を申し上げます。第1の中ほどにございますが、このたび多面的機能支払交付金事業の対象農地とするための編入になるものでございます。

状況としまして、この計画地については、隣接する周辺農地が現在、多面的機能の交付対象農地となっているところでございます。しかしながら、この地域については、土地改良事業の未実施地でございます。このたび農用地区域に編入し、周辺の農用地と同様に今後も計画的に農用地として保全、効率的な利用を図るための理由となっているものでございます。

続きまして、第2の農用地利用計画の変更についてです。

土地利用の現況としまして、このたびの対象地は田が1万1,375平米、畑が1,409平米となっております。詳細な現況については、次のページの2番、一番上の欄に載っております。所在地は中野俣になりまして、合計で24筆、1万9,784平米となっているものでございます。

なお、こちらの所有者等の詳細な内容については、別添資料のほうに載っておりますので、ご確認ください。

また、このたび、先ほど申し上げましたが、土地改良事業の対象区となっておりますけれども、農道、水路等の改廃は行わずに、現況のままで使用するというところで出ております。

別添資料、そのままご覧になりまして、4ページ、5ページ、お開きください。

中野俣地区の場所、その水路に沿ったエリアとなっているものをご確認お願いいたします。

なお、今後の計画について申し上げますと、このたびの6月19日までに変更届が出ておりまして、その後、農政課のほうから県へ事前協議を行います。その後、市が大体45日程度の期間に公告するというところでございます。それを経まして、県へ本協議を行います。それが大体1か月程度ということになっておりますが、これが整えば市が決定公告をするということで、最終的には9月、10月頃に最終決定になる予定でございます。

なお、若干補足いたしますと、市のほうで通常、土地利用調査委員会を事前に行いますが、このたびはコロナ感染症の影響で書面決議を行っているということでございます。この書面決議を求められている委員は18名いらっしゃいまして、その中、17名の賛成があったということで聞いております。説明は以上となります。

○五十嵐直太郎 議長

ただいまの説明に対して、議第30号について、ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。  
はい、どうぞ。

○23番 後藤保喜委員

23番、後藤保喜です。地元農業委員として、参考意見を述べさせていただきます。  
総会資料の4ページを見ますと、こんな所で、というような印象を持たれた委員さんもいらっしゃるかと思うんですけれども、多面的機能支払交付金のエリア外となっていましたけれども、例えば大雨で沢の土砂が流出、水路が埋まったとか、あるいは水路ののり面が崩落したとか、そういったことで今までいろいろ大変苦労してきたことがあったそうです。そういったときにも、多面的機能支払交付金を活用して水路を維持し、その上で農地を保全していきたいという地元の環境保全会の代表者の意見でしたので、参考にしてください。

○五十嵐直太郎 議長

大変貴重なご意見、ありがとうございました。  
何かご質問、ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

それでは、ないようですので、質疑を打ち切ります。  
採決に入ります。

議第30号 酒田農業振興地域整備計画の変更については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第30号については決定といたします。

---

## 閉 会

以上をもちまして、令和2年6月定例総会を閉会いたします。

午前10時08分 閉会

---